

2023年度 一般社団法人岐阜県社会福祉士会事業報告

<基本方針>

岐阜県における唯一の社会福祉士による職能団体としての社会的使命を自覚し、変化する社会構造に対応しつつ地域の人々の人権を尊重し、社会福祉士のさらなる社会的認知を得ていくための諸活動を行った。

- (1) 社会福祉士の専門性の向上を図るため、「学び」と「交流」の場づくりを行った。対面やオンラインでの研修や交流などを行っていった。特に、倫理行動や行動規範をテーマにした研修を実施し、会員の価値規範を再確認した。また、支部、委員会、部会等の活動を開催するとともに、地域に根ざした社会福祉実践の支援として、各支部活動をより魅力的な取り組みとして継続しつつホームページや広報誌を通じて情報発信を行った。
- (2) 実践力のある社会福祉士の職能団体として、共生社会の創造を目指し社会の期待に応えていくため関係機関・団体との連携強化と更なるネットワーク構築の推進として、岐阜県障害者権利擁護センター、岐阜県障がい者差別解消支援センター、岐阜県高齢者権利擁護センターの事業運営を行った。また、県や市町村などが主催する協議会等に委員の派遣を行った。権利擁護センターばかりとなあ岐阜においては、成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関に対し、委員の派遣等を通じ法福連携の実践を行ってきた。
- (3) 社会的な孤立や生活困窮、宗教に関する生活課題などの状況にある人々に着目した対応等のソーシャルワーク実践を行った。これらの会員の実践は「ソーシャルワークぎふ」にまとめられ、提言活動として会長声明、会長通達及びプレスリリースによって本会の考え方や意見を示した。

<重点項目>

(1) 組織率の向上と組織基盤の強化

社会福祉士の職能団体として、支部や委員会、各センターにおいて、「学び」と「交流」の場づくりを行ってきた。その活動の中で入会につながったことがあり、今後も地域に根差した活動から入会促進を考えていく。研修や会議などオンラインでの開催も行われ、対面とオンラインで効率的な事業の運営がしてきた。委員会、部会の活動においては、理事会との関係を強化するために規程を改定し担当理事を置くことで、理事会との情報共有が行われる体制となった。

生涯研修センターは、基礎研修の実施と共にセンター会議を定期的に開催し、組織強化に取り組んできた。権利擁護センターばかりとなあ岐阜は、権利擁護に関する実践を開催するとともに組織強化のための負担金に関する検討を重ねてきた。

本会は設立30周年を迎え、記念式典を開催した。32名で始まった本会は628名まで増え、様々な事業を開催してきた。さらに、支部、委員会活動等も拡充してきた中で、本会の組織基盤を整えてきた。また、全国大会・社会福祉士学会の岐阜県での開催について、過去の開催地の運営を参考に検討を行った。

(2) 地域に根ざした社会福祉実践の支援

県や市町村等からの要請により各委員の派遣等を積極的に行い、岐阜県および岐阜県社会福祉協議会、各市町村、家庭裁判所等との連携を図った。公的機関から社会福祉士会へ依頼を受けて社会福祉士としての専門職を送り出すことは、当会としての重要な活動と位置づけるものであることから公職委員名簿に関する規則を制定し、理事会においてワーキンググループを立ち上げ、名簿登録を行い、この名簿から委員推薦を行っていくものとした。

また、権利擁護センターばかりとなあ岐阜による活動では、地域で暮らす被後見人等に対して支援を開催する中で、地域連携ネットワークの構築を目指すなどソーシャルワークの実践を行ってきた。より公正で専門性の高い支援が行えるよう自己研鑽に励むとともに、質の高い実践が行われるようスーパービジョン体制が構築してきた。さらに、高齢者や障がい者の専門職支援チームを構

成し、虐待対応等への会員の派遣を行った。

会員の専門性の維持向上に努めるため、倫理綱領及び行動規範に関する研修会を行ってきた。会員の業務に対して苦情があった際に、倫理委員会を招集し必要な処分を行った。

(3) 関係機関・団体との連携強化と更なるネットワーク構築の推進

連合体組織としての日本社会福祉士会や都道府県社会福祉士会と連携し、情報交換などを行ってきた。特に、東海四県社会福祉士会においては、会長副会長事務局長会議を行い、事業の状況や会の運営について情報交換を行った。事業推進部が中心となり、中部学院大学の学園祭に合わせて「ソーシャルワーカーデー2023 in岐阜」を実施し、社会福祉士に関する広報、知名度調査を実施した。権利擁護センターばかりではなくあ岐阜においては、岐阜家庭裁判所が主催する意見交換会や、岐阜県弁護士会との協議会などを定期的に開催し、連携を深めた。

(4) 委託事業の機能充実・強化（北嶋センター長作成）

「岐阜県障害者権利擁護センター」では、平成24年10月から岐阜県より委託を受け、使用者（雇用主など）による虐待に関する通報または届出や相談等の窓口としての役割が定着してきた。通年、昼夜を問わず電話による相談業務を行なった。「岐阜県障がい者虐待防止等市町村支援チーム派遣事業」では、市町村の依頼に対して岐阜県弁護士会と共に困難な虐待事例の助言、オンラインによる市町村担当職員及び福祉施設管理者等を対象とした虐待防止研修、依頼により出前講座として講師派遣（オンライン含む）などを行ない、社会福祉士としての専門性を發揮した。

「岐阜県障がい者差別解消支援センター」では、平成28年4月から岐阜県より委託を受け、通年電話による相談事業を行なった。また公的機関・団体・福祉施設等の依頼により、対面およびオンラインによる障がい者差別解消の啓発を出前講座で行なった。案件により「障害者権利擁護センター」と一体的に権利擁護を展開した。

「岐阜県高齢者権利擁護センター」では、令和元年6月から岐阜県より委託を受け、高齢者分野の権利擁護についての相談業務を行なうほか、市町村（地域包括支援センター含む）の依頼による高齢者虐待に関する支援として弁護士・社会福祉士等を派遣し支援を行なった。相談支援体制強化の一環としてアドバイザー研修に参加するなど、資質向上に努めた。市町村地域包括支援センター担当職員等研修会では、養護者による虐待対応の実践的な知識の習得と、演習を通じた対応技術力向上を図った。

(5) 災害時に対する公益的活動の強化

岐阜県の推進する災害派遣福祉チーム「岐阜DWAT」への協力を通じて関係機関との連携強化に努めた。ビギナー研修、ミドル研修、アドバンス研修、演習訓練、情報伝達訓練に会員を参加させるとともに、講師として会員を派遣した。

令和6年能登半島地震に「岐阜DWAT」の派遣依頼があり、2班に分かれて2月中旬から3月中旬まで会員4名を派遣し、令和6年3月には、活動報告を行った。

（※DWATとは「Disaster Welfare Assistance Team（災害派遣福祉チーム）」の略。岐阜県においてDCATより名称変更）

(6) 新型コロナウィルス(COVID-19)の感染拡大防止対策

新型コロナウィルス(COVID-19)の感染拡大防止については、状況に鑑み研修や事業、会議を対面での開催に切り替えていった。オンラインでの開催も行いながら、それぞれの実施方法のメリット、デメリットを考慮しながら開催方法を選択してきた。

研修等でオンラインの開催ができるように機材を整え、研修開催の機会を経ることで、支障なくオンラインでの開催ができるようになった。